

地域外からの労働者確保に関する Q&A

Q1 間接費の上限を検証するにあたっての率計上はいつ分かるのか？

A1 契約締結後、発注者から工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示いたします。

Q2 特記仕様書に記載があった場合、希望していなくても実施計画書を出さなければならないのか？

A2 特記仕様書に記載があっても、本基準の適用を希望しない場合は、実施計画書の提出は不要です。

Q3 工事着手後には地域外から労働者確保を想定していなかったが、工事を進める中で地域外から労働者確保が必要となった場合、工事の途中で協議に応じてもらえるのか？

A3 工事の途中でも協議は可能です。  
工事を進める中で地域外から労働者確保が必要となった場合は、速やかに監督員まで実施計画書を提出ください。  
なお、最終精算変更時点においては、領収書等の確認は必要となりますので、ご留意ください。

Q4 最終的に実費精算する際にどのような理由で設計変更の協議を行えば良いのか？

A4 本基準の対象となる工事については、特記仕様書に記載いたしますので、特記仕様書の記載を理由に受発注者で設計変更の協議を行います。

Q5 小笠原は観光地ということもあり宿泊費が高い傾向にあるが、基準の金額を超えた場合費用を計上していただけるのか？

A5 地域状況等（島内宿泊料の相場、ハイシーズン料金等）により宿泊費の妥当性が認められた場合は、上限額によらず費用を計上するため、事前協議の際に相談ください。なお、宿泊が長期にわたる場合は、借上げ費との妥当性の確認を行います。

Q6 島内には旅館業を取得していない民宿などもあるが本件の対象となるのか？

A6 本基準は、支出実績額の妥当性を確認するため、旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた宿泊施設を対象としています。

Q7 営繕等に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費について、第三者から借りた土地に労働者宿舎をリースした場合、リース料も対象となるか？

A7 労働者宿舎の敷地借上げに要した地代は対象となりますが、労働者宿舎に係る費用（設置、撤去、運搬）は共通仮設費（率分）に計上されているため、対象外となります。

令和6年3月15日

Q8 賃貸物件を借上げた場合の電化製品等の購入費・リース料及び水道光熱費等は対象となるか？

A8 賃金で賄うことを想定しているため、対象外となります。